

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが



〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

NO.761



## 今月の記事

## C O N T E N T S

### ●日本年金機構

●事業主の皆様へ

「算定基礎届」の提出はお済みですか? ..... 2

「賞与支払届」の提出をお忘れなく!! ..... 2

●20歳前後等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる 障害基礎年金受給者の皆様へ ..... 3

●国民年金保険料免除制度の申請手続きを! ..... 3

### ●全国健康保険協会 佐賀支部

●柔道整復師(接骨院、整骨院)のかかり方について ..... 4~5

### ●佐賀県社会保険協会

●平成25年度 社会保険事務講習会のごあんない ..... 6

●平成24年度 一般財団法人 佐賀県社会保険協会事業報告・決算報告 ..... 7

○年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8

○一般的な年金相談に関するお問い合わせは ..... 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

## 算定基礎届の提出はお済みですか？

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。  
(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出がお済でない場合は、早急にご提出をお願いします。
- 平成25年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。  
(6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は、5月17日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成25年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによるお届けが必要となります。)
- 現在、被保険者の方が「0人」であっても、「総括表」の提出が必要です。

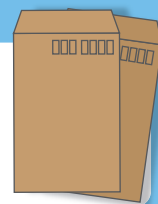
## 賞与支払届の提出をお忘れなく!!

- 被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- 「賞与支払届」(紙様式またはCD)に「総括表」(紙様式)を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

### 各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。

〒840-8530 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F  
日本年金機構 佐賀事務センター



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

## 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる 障害基礎年金受給者の皆様へ

- 国民年金に加入する前の病気やけがにより障害基礎年金を受給されている方は、引き続き年金を受けとることができるかを審査するために、**毎年7月末日までに**現況届・所得状況届等の届出をしていただく必要があります。
- 届出書につきましては、直接ご本人様あて送付されてきますので、**お住まいの市町役場の国民年金担当窓口にご提出**ください。
- 障害の状態について確認が必要な方は「診断書」の用紙を併せてお送りします。「診断書」は**7月1日以降**の障害の状態を医師により記入、証明していただき、ご提出ください。(レントゲンフィルム等の提出が必要な方は、レントゲンフィルム等も併せてご提出ください。)
- 平成25年1月2日以降に住所を変更されており、現在のお住まいの市町と1月1日時点でのお住まいの市区町村が違う場合は、**1月1日時点でお住まいの市区町村役場より所得証明書をお取り寄せいただき**、届出書に添付していただく必要があります。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

## 国民年金保険料の納付が困難なときは 国民年金保険料免除制度の申請手続きを!

### 1 免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

※なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

### 2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が猶予されます。

### 3 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が猶予されます。

お急ぎ  
下さい!!

平成24年度(平成24年7月~平成25年6月)の免除申請の受付は、

**平成25年7月末日までです。**

※平成25年度(平成25年7月~平成26年6月)の免除申請の受付が始まりました。  
希望される方は届出が必要です。



### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

# 柔道整復師 接骨院 整骨院 の かかり方について

柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。

しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

## 健康保険の対象となるのは

- 急性などの外傷性の骨折、脱臼  
(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)
- 急性などの外傷性の捻挫、打撲、挫傷(肉離れなど)

### 主な負傷例

日常生活上や  
スポーツ中に転んで  
膝を打ったり、足首を  
捻ったりして急に  
痛みがでたとき

## 健康保険の対象にならないものの例

(全額自己負担)

- 慢性的な筋肉疲労からくる肩こり・腰痛
- リラクゼーション目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)による痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善がみられない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急手当を除く)
- 仕事中や通勤途上でのケガ



以上の場合に、「健康保険が使える」と説明を受け接骨院・整骨院を受診されても、その治療費は、全額または一部を自己負担していただくことがあります。その場合、後日接骨院・整骨院から請求されるか、もしくは「協会けんぽ」から請求させていただくことになります。



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階  
TEL 0952-27-0611(代表)

# 医療費の適正化のために

健康保険の療養費は、健康保険に加入されている方々の保険料等から支払われます。医療費の適正な支出のため、柔道整復師(接骨院・整骨院)の治療を受けられる際には、次のことをお願いします。

## 1 負傷の原因を正しく伝えましょう

「どこで、どうして、どうなった」など、負傷の原因を柔道整復師に具体的にお伝えください。「外傷性の負傷でない場合」「労働災害に該当する場合」「通勤途上の負傷」は健康保険は使えません。また交通事故等、第三者の行為による負傷の場合は、協会けんぽへ連絡をしてください。

## 2 療養費支給申請書の内容を確認し、自分で署名をしてください

療養費支給申請書は、柔道整復師が被保険者に代わって協会けんぽへ治療費を請求するために必要な書類です。申請内容(負傷名・負傷原因・日数・金額)をよく確認のうえ署名をしてください。

## 3 治療が長期にわたる場合は、一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的な要因等も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

## 4 領収書をもらいましょう。

領収書の無償交付が義務づけられていますので必ずもらいましょう。(医療費控除の確定申告をする際に必要になります)

また、領収書と協会けんぽから届く「医療費のお知らせ」(\*)の内容が相違ないかご確認ください。内容に相違がある場合は、協会けんぽまでご連絡ください。

※「医療費のお知らせ」とは加入者の皆様を受けられた医療について、医療機関名や医療費の額などをお知らせするものです。

### ●協会けんぽより治療内容についてお尋ねすることがあります。

健康保険で柔道整復師にかかった方に、負傷原因や施術内容などについて照会させていただく場合があります。これは医療費適正化の一環として、請求内容に誤りがないかを確認するために行っておりますので受診の記録や領収書の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書にご記入くださいますようお願いいたします。

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は  
ホームページから  
印刷できます

●医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。

●保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。



平成  
25  
年度

# 社会保険事務講習会のご案内

## 『年金のしくみや制度改正について』

年金のしくみや保険料および  
制度改正等に関する講習を行います。

地区	平成25年	会場
武雄	7月18日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津	7月24日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥栖	7月30日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀	7月31日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 日本年金機構年金事務所職員

● 実施時間  
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**  
鳥栖・唐津 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉

## 『60歳以後の年金額』

老齢基礎年金及び老齢厚生年金額や在職老齢年金と  
雇用保険との調整のしくみ等について学びます。

地区	平成25年	会場
佐賀	8月20日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄	8月21日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖	8月27日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津	8月28日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間  
各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名**  
鳥栖・唐津 **30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方



FAXにて  
ご参加の方は  
下記申込書で

## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	☎ おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望会場日時	『年金のしくみや制度改正について』	『60歳以後の年金額』
	(武雄・唐津・鳥栖・佐賀) 会場 平成 年 月 日 ( )	(佐賀・武雄・鳥栖・唐津) 会場 平成 年 月 日 ( )
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 TEL:	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 平成24年度 一般財団法人佐賀県社会保険協会 事業報告

一般財団法人佐賀県社会協会の理事会・評議員会が開催され、平成24年度事業、収入支出決算が審議され、原案どおり可決されましたので報告します。

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康保持・福祉の増進、社会保険制度の効果と効率を図るため各種事業を実施しました。

種 別	名 称	実施年月日	内 容
会 議	監 事 会	24年5月	平成23年度事業・会計の監査
	理事・評議員会	24年6月	平成23年度事業・決算について
		25年3月	平成25年度事業計画・予算について
講習会・説明会等	社会保険事務説明会	24年6月	県内6会場で算定基礎届・健康保険の給付等の説明・資料配布 1,360名参加
	社会保険事務講習会	年間	佐賀・鳥栖・唐津・伊万里・武雄で 延32回開催、864名参加
	年金シニアライフセミナー	23年 10月・11月	県内4会場で開催、78名参加
	年金相談	随 時	事業所に出向いての年金相談
健康づくり	カラダ・プラスワン	年 間	パソコン・携帯からの参加で健康への意識改革を 98名参加
広 報	社会保険さが	毎 月	社会保険の現況、関係法令の解説・諸手続の実務等 周知するため、全会員に毎月送付
	諸 資 料	随 時	事務手続集・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布 ホームページによる協会事業等の広報
関係機関との連携協力	健康保険委員・年金委員会	随 時	健康保険委員・年金委員研修会・事務講習会・年金セミナー・健康づくり事業(委員会との供催) 佐賀ブロック・ボウリング大会 19チーム 57名参加 唐津ブロック・ソフトボール大会 8チーム 120名参加 武雄ブロック・ボウリング大会 12チーム 36名参加

## 平成24年度 決算報告

平成24年度正味財産増減計算書		
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		
科 目	予算額	決算額
経 常 収 益		
会 費	33,000,000	30,594,000
利 息	5,000	7,127
雑 収 入	0	36,800
経 常 費 用		
事 業 費	33,054,000	29,637,277
管 理 費	5,873,000	4,196,084
正味財産期首残額	38,426,528	38,934,529
正味財産期末残額	32,504,528	35,739,095



あなたもチャレンジ!  
健康づくり企画 KARADA PLUS ONE

今更のカラダプラス1は、スマホで簡単登録? キャラクターが変化する  
体重・体脂肪の記録ができる

健康づくり企画「カラダ・プラス1」とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。  
『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防することを目的としています。日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご家族、職場の皆さんで参加ください。

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

携帯でアクセスされる方は右に表示されたQRコードを読み取ってアクセスしてください。直接入力フォームにアクセスできます。

ぜひ、この機会に健康づくりにご参加ください。  
※機種によっては、ご利用できない場合がございます。 スマホサイトへ

**目標コース紹介**

**ウォーキング・徒歩通勤コース**  
●お勧めする方  
デスクワークが多い方や姿勢が悪い方など

**自転車通勤コース**  
●お勧めする方  
自転車・徒歩以外で通勤している方



## 平成25年8月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 延長相談 19時まで	6 鹿島市民会館 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
11	12 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 東庁舎 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 延長相談 19時まで	20 鹿島市民会館 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28 有田町役場 本庁舎 (予約)	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00  
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 完全予約制		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	10:00～15:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。  
※希望される日の前日までにお申込ください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
  - 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
  - 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

### 一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165 (ナビダイヤル)へ!

050または070から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 にお電話ください。

### 受付時間

- 月 曜 日 8:30 ～ 19:00
- 火～金曜日 8:30 ～ 17:15
- 第2土曜日 9:30 ～ 16:00



- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。

## 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成25年7月分保険料の納付期限は平成25年9月2日(月)です。

※平成25年7月分の社会保険料計算に係る届書は8月7日(水)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年7月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。